

令和3年度第1回調査・研究委員会会議録

◇日時：令和3年6月24日（木） 9：30～10：45

◇方式：オンライン会議

◇出席者：【委員】柳楽委員長、嶋田副委員長、加藤委員、林委員、山本委員、清原委員
【事務局】田貝、中村、竹内

1 委員長挨拶

2 委員自己紹介

3 報告事項

(1) 副委員長の選任について

- ・嶋田委員が副委員長に選任されたこと。

(2) 調査・研究委員会の概要について

- ・調査・研究委員会の所掌事務は、次の2事務であること。
文書館に関する諸問題についての調査研究に関すること
大会以外の研修会・研究会の企画運営に関すること
- ・委員会事務による旅行の際には、旅費規程により支給。

(3) 令和3年度事業計画及び予算について

- ・11月に予定していた第3回委員会は、全国大会がオンライン開催に決まったことに伴い、鳥取県立公文書館での開催又はオンライン会議による開催となること。

(4) 後援依頼について

- ①第32回アート・ドキュメンテーション学会年次大会（アート・ドキュメンテーション学会）
 - ②東日本大震災10年と資料保存—その取組と未来への継承—（日歴協）
 - ③令和3年度「国際アーカイブズの日」記念公開講演（埼玉協）
- 上記3件の後援依頼については、4月27日に承認済み。
- ・埼玉協の講演会は、延期するとの連絡があった。（開催日未定）

(5) 災害対応活動について

- ・5月に発生した宮城県沖を震源とする震度5弱の地震について状況確認を行ったこと。（被害なし）

4 協議事項

(1) 公文書館機能普及セミナー

[事務局案の提示]

- ・テーマについては、令和元年度～2年度に実施した四国の基礎自治体に関する調査・研究事業の成果を発表してはどうか。
- ・開催場所については、四国での開催を検討したが、四国各地で公文書関連の会議等が計画され、すでに準備が進んでいるため、当委員会のセミナーとの共催や開催協力をお願いするのが難しい状況であり、四国とつながりが深い岡山で開催してはどうか。

[委員の主な意見]

- ・開催場所の検討にあたっては、新たに公文書館設立の動き等がある場所を選定してきた。調査・研究事業とセミナーのテーマをリンクできれば、調査・研究事業もうまくいく。岡山で開催することに、特に異論はない。
- ・岡山が受け入れてくれるのであれば、問題ないと思う。

[協議結果]

- ・岡山県での開催に向けて調整する。調整結果次第では別の開催地への変更が必要。

(2) 調査・研究事業のテーマについて

○協議にあたっての補足

- ・5/18に開催された第1回役員会において、理事から「事業の継続性を考慮してやってもらいたい」旨の発言があったことを紹介した上で協議を行った。

[委員の主な意見]

- ・事業の継続性を考慮し、鳥取県が事務局であることから、昨年四国で行った調査を中国地方に置き換えてやってはどうか。
- ・事業の継続性ということだが、この先どこまで考慮していかないといけないのか。四国で行った公文書の実態調査は、全国的にニーズがあるテーマ。全国の調査が終わるまで続けるのか。
- ・全国調査できれば、貴重なデータになるので目標は全国でいいが、全部終わるのは20年先。長期的な視野で、まずは中国地方の調査を行うということでもいいのでは。
- ・中国地方の自治体数は、四国の自治体数より少し多い程度なので、調査対象として適正だと思う。
- ・山陰地方、特に島根県の基礎自治体の調査をしたいと考えていた。島根県の公文書管理のあり方の見直しにつながると思うので、中国地方で調査をやってもらいたい。
- ・基礎自治体の公文書のあり方を調査することは、会員共通の調査・研究課題でもあるので、都道府県の機関会員に、調査アンケートを活用してもらい情報収集すれば、期間短縮が可能になる。

[協議結果]

- ・中国地方の基礎自治体の実態調査を行う。
- ・内容等の詳細については、今後詰める。
- ・事業の継続性の考慮については、事務局引継の際に申し送り事項として伝える。

(2-1) 調査・研究事業のテーマ決定に伴う、来年度のセミナー開催地について

[委員長提案]

- ・中国ブロックの調査を行うことが決まったが、そうであるならば、来年度のセミナーは中国ブロックで開催するという考え方もできるが、いかがか。

[委員の主な意見]

- ・調査を前倒して進め、2年目に島根県内の詳細な調査を行い、セミナーを開催してはどうか。

[協議結果]

- ・2年目のセミナーを中国ブロックで開催することに異論なし。

(3) 災害対応について

[事務局提案]

- ・災害対応活動として、地震や水害発生地機関会員に被災状況を確認して、全史料協のHPでアップしているところ。
- ・地震の確認基準は震度5弱以上となっているが、今までの状況を見ると、震度5弱程度では特に被害の発生もないようであるため、確認基準を震度5強以上に変更してはどうかと考えている。
- ・委員の賛同をいただければ、今後の役員会に地震の確認基準の変更を協議していく。

[委員の主な意見]

- ・震度5強も頻繁にある。震度5強ではなく、震度6弱又は震度6強に上げてもいいのではないか。震度5弱も震度5強もそんなに変わらない。震度6強以上にならないと公文書レスキューを必要とする被害はない。事務局の負担軽減のためにも、震度6強以上でいいと思う。
- ・基準変更の話は茨城県が事務局の時もあった。調査をしても、5弱は被害がなかったので基準を上げようという話があったが、事務局が確認基準未満で調査しなかったときに、被害が発生していた場合を心配して、基準変更を見送った。
- ・被害があったときに、会員から報告してもらおう仕組みを作ってはどうかという話を以前した。
- ・機関会員から被害はなかったという報告をってもらう仕組みを考えてもいい。
- ・6弱だと仮に被害が出ても独自対応できる。だから支援を求めないし報告もしない。
- ・積極的に報告されないものは、すぐの調査でなくていいと思う。独自に対応できない被害が発生したときだからこそ、そういう状況を広く会員に知ってもらうことが必要。
- ・公文書館等の建物は、新耐震基準の建物がほとんどであるし、(確認基準は)大規模地震の基準に合わせた方がいいのでは。レスキューが必要かどうかという点が把握しなければいけない情報である。

[協議結果]

- ・震度6強以上の場合に、被害状況の確認を行い報告することに変更するよう協議する。

(4) 委員の役割分担について

[協議結果]

- ・事務分担は、前回どおり研修事業、調査事業、防災事業の3つとする。
- ・役割分担は次のとおり。(◎は正担当)
 - 【研修事業】◎加藤委員
 - 【調査事業】◎嶋田副委員長、山本委員、清原委員
 - 【防災事業】◎林委員

5 その他

事務局からの情報共有。

- ・後援依頼の承認は、会長名で処理する事務であるが、委員長委任事務(会長名で処理する権限を委員長に委任する事務)とするか、当委員会事務から切り離して会長事務局に渡したいと考えており、今後会長事務局と協議を行っていく予定。

<委員会設置要綱第9条第2項>

委員長事務処理には、委員長印を作成し、使用するものとする。ただし、会長名を使用する事務処理は、会長へ処理案を送付して実施するものとする。